

公 告

事後審査方式一般競争入札（電子入札）を次のとおり行いますので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項及び弥富市契約規則（平成元年弥富町規則第 8 号）第 7 条の規定に基づき公告します。

令和 7 年 4 月 4 日

弥富市長 安 藤 正 明

1 対象工事

(1) 工 事 名 弥富まちなか交流館リニューアル工事

(2) 路線等の名称 ー

(3) 工 事 場 所 弥富市まちなか交流館内

(4) 工 期 令和 8 年 3 月 27 日(金)まで

(5) 工 事 の 概 要

ア 対象建物

弥富まちなか交流館

イ 工事内容

・ 建築工事

直接仮設工事、防水改修工事、外壁改修工事、建具改修工事、内装改修工事、塗装改修工事、躯体改修工事、トイレ改修工事、環境配慮改修工事、大庇新設工事、外構工事

・ 電気設備工事

引込及び受変電設備工事、動力設備工事、電灯設備工事、コンセント設備工事、弱電設備工事、自動火災報知設備工事、非常灯・誘導灯設備工事

・ 機械設備工事

給排水衛生設備工事、空調換気設備工事

(6) 予定価格等

ア 予定価格 入札後に公表します。

イ 調査基準価格 有

失格判断基準 有

最低制限価格 無

2 入札参加資格要件

本件工事の入札に参加することができる者は、単独企業又は特定建設工事共同企業体（以下「企業体」という。）のいずれも入札参加可能な混合入札方式とします。

(1) 入札に参加を希望するすべての者に必要な条件

ア この公告の前日までに、令和6年度及び令和7年度の弥富市入札参加資格者名簿（建設工事）（以下「名簿」という。）に登載されている者のうち、建築工事業に係る競争入札に参加する資格を有する者であること。

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ この公告の日から落札決定の日までの間において、愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく指名停止措置又は弥富市建設工事等指名停止取扱要領（以下「指名停止要領」という。）に基づく指名停止措置を受けていない者であること。

エ この公告の日から落札決定の日までの間において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置又は「弥富市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成23年12月27日付け弥富市長等・愛知県蟹江警察署長締結）に基づく排除措置を受けていない者であること。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い認定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかった者とみなします。

カ 本件工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

（ア） 「本件工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者です。

株式会社青島設計

（イ） 「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次のa又はbに該当する者です。

a 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

b 建設業者の代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

キ 本件入札に参加を希望する者の間に、次のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、いずれかの関係がある当事者間で、辞退する者を決めることを目的に連絡を取ることは、弥富市公共工事等入札者心得書第9条の3第2項の規定に抵触するものではありません。

（ア） 資本関係

以下のいずれかに該当し、又はこれらと同視しうる関係があると認められること。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は更生手続を存続中の会社である場合を除きます。

- a 親会社と子会社の関係にある場合
- b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

次のいずれかに該当し、又はこれらと同視しうる関係があると認められること。ただし、aについては、会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合を除きます。

- a 一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- b 一方の会社の役員が他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他、入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他、上記(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(2) 単独企業として入札に参加を希望する者に必要な条件

ア 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条の規定により、建築工事業について特定建設業の許可を受けていること。

イ 名簿に登載されている営業所（主たる営業所を含む。以下同じ。）の所在地が愛知県海部地域内（津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町及び飛島村の区域をいう。以下同じ。）であり、当該営業所で建築工事業を営んでいること。

なお、「営業所」とは、建設業法第 3 条第 1 項に規定する営業所をいいます（以下同じ。）。

また、「主たる営業所」とは、建設業法に基づく建設業の許可申請時（変更届出を含む。）に届け出た主たる営業所をいいます。

ウ この公告の前日までに、弥富市（以下「市」という。）における令和 6 年度及び令和 7 年度の入札参加資格の認定において、認定された建築工事業の総合点数が 1,100 点以上（名簿に登載されている営業所の所在地が弥富市内の者については 750 点以上）であること。

エ 過去 10 年間（平成 27 年 4 月 1 日から入札参加申込書（以下「参加申込書」という。）を提出する前日まで。以下同じ。）に、元請として地方公共団体が発注した次に掲げる工事を完了し、及び引き渡した実績（以下「参加資格施工実績」という。）があること。

- ・電気設備工事又は機械設備工事を伴う建築一式工事

オ 単独企業として参加申込書を提出した場合は、企業体の構成員として資格確認申請書を提出することはできません。

カ 一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有する者を専任で、主任（監理）技術者として配置できること。

(3) 企業体として入札に参加を希望する者に必要な条件

ア 企業体の構成員数は、代表者となる構成員を含む2者又は3者構成とします。

イ 結成方法は、自主結成方式とします。

ウ 各構成員は、次に掲げる条件を満たさなければなりません。

(ア) すべての構成員に必要な条件

a 経常建設共同企業体でないこと。

b 企業体に対する出資比率は、次に掲げる最小限度基準を下回らない範囲で構成員において自主的に定めるものとする。

(a) 構成員が2者の場合 30%

(b) 構成員が3者の場合 20%

c 本件工事について、2以上の企業体の構成員でないこと。

d 企業体として参加申込書を提出した場合は、その構成員は単独企業として参加申込書を提出することはできません。

(イ) 代表者となる構成員に必要な条件

a 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定により、建築工事業について特定建設業の許可を受けていること。

b 企業体に対する出資比率は、構成員中最大であること。

c 名簿に登載されている営業所の所在地が愛知県海部地域内であり、当該営業所で建築工事業を営んでいること。

d この公告の前日までに、市における令和6年度及び令和7年度の入札参加資格の認定において、認定された建築工事業の総合点数が800点以上（この入札に参加する営業所の所在が弥富市内の者については700点以上）であること。

e 過去10年間に、元請として地方公共団体が発注した次に掲げる工事を完了し、及び引き渡した実績があること。

・電気設備工事又は機械設備工事を伴う建築一式工事

f 一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有する者を専任で、主任（監理）技術者として配置できること。

(ウ) 代表者以外の構成員に必要な条件

a 名簿に登載されている営業所の所在地が愛知県弥富市内であり、当該営業所で建築工事業を営んでいること。

b 建設業法第26条に規定する建築工事業に係る主任技術者又は監理技術者を専任で配置することができること。また、配置する技術者は、公告日の前日から起算して3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

c 過去10年間に、元請として弥富市が発注した次に掲げる工事を完了し、及び引き渡した実績があること。

・電気設備工事又は機械設備工事を伴う建築一式工事

(4) 建設業法第26条に規定する建築工事業に係る主任技術者又は監理技術者を専任で配

置ることができること。なお、下請代金の総額が 8,000 万円以上となる場合には監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又は監理技術者講習修了履歴が記載された監理技術者資格者証を有する者を監理技術者として配置することが必要となります。

- (5) 企業体の結成は、弥富市特定建設工事共同企業体取扱要領で定める特定建設工事共同企業体協定書（以下「企業体協定書」という。）によらなければなりません。

3 入札方法等

- (1) 本件入札は、あいち電子調達共同システム（C A L S / E C）のサブシステムである電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により実施するため、入札参加希望者は、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子的な証明書を格納しているカードのうち、J A C I C が提供する電子入札コアシステムに対応しているカード（以下「I C カード」という。）により、利用者登録を行わなければなりません。

なお、電子入札システムの稼動時間は、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。）及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日以外の日の午前 8 時から午後 8 時までです。

アドレス <https://www.chotatsu.e-aichi.jp/portal/index.jsp>

- (2) 本件入札を電子入札システムによって行うことができない場合は、弥富市建設工事等電子入札実施要領（以下「電子入札実施要領」という。）第 12 条第 2 項各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合に限り、事前に市の承認を得て、紙による入札書の提出により入札に参加することができます。

紙による入札を希望する場合は、紙入札方式参加承認願を令和 7 年 5 月 9 日（金）午後 5 時までに、18に記載の場所に提出しなければなりません。

- (3) 詳細な入札方法等は、電子入札実施要領及び電子入札システム操作手引書（以下「操作手引書」という。）によるものとします。

なお、電子入札実施要領及び操作手引書は、次のアドレスからダウンロードすることができます。

電子入札実施要領 <https://www.city.yatomi.lg.jp/jigyo/1000863/1001834.html>

操 作 手 引 書 <https://www.chotatsu.e-aichi.jp/portal/tebiki.htm>

- (4) 本件入札は、開札後に落札候補者に対して入札参加資格の確認を行い、落札者を決定する事後審査方式一般競争入札とします。
- (5) 本件工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受ける「契約後 V E」の対象工事です。

4 設計図書等に関する事項

設計書、図面及び仕様書（以下「設計図書」という。）のほか、本件入札に関する様式等の電子ファイルをあいち電子調達共同システム（C A L S / E C）のサブシステムであ

る入札情報サービスシステム（以下「入札情報サービスシステム」という。）の入札公告に掲載していますので、入札参加希望者はこれをダウンロードしてください。

なお、設計図書がダウンロードできない場合などは、18に記載の場所に問い合わせてください。

ダウンロードできる期間

令和7年4月4日（金）午前9時から令和7年5月19日（月）午後5時まで

5 この公告及び設計図書に対する質問及び回答

- (1) この公告及び設計図書に対する質問は、次のとおり質問書を持参により提出してください。

ア 受付期間

令和7年4月7日（月）から令和7年5月7日（水）まで
（日曜日、土曜日及び休日を除く。）

イ 受付時間

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

ウ 受付場所

18に記載の場所と同じ。

- (2) 質問に対する回答は、質問書受領後速やかに作成し、入札情報サービスシステムの入札公告に掲載して公開します。

掲載期間

令和7年5月19日（月）午後5時まで

6 入札参加の申込み

入札参加希望者は、次の期間内に参加申込書及び誓約書を電子入札システムにより送信し、入札参加の申込みをしなければなりません。

また、企業体として入札参加希望者は、本件公告と併せて提示してある特定建設工事共同企業体建設工事入札参加資格審査申請書、企業体協定書、委任状及び誓約書（以下「企業体審査申請書等」という。）を持参により提出しなければなりません。

なお、期限までに参加申込書を提出していない者及び企業体で参加希望をして企業体審査申請書等を提出していない者は、入札に参加することができません。

- (1) 入札参加申込書の受付期間

令和7年4月7日（月）午前9時から
令和7年5月9日（金）午後5時まで

- (2) 企業体審査申請書等の受付期間

ア 受付期間

令和7年4月7日（月）から令和7年5月8日（水）まで
（日曜日、土曜日及び休日を除く。）

イ 受付時間

午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

ウ 受付場所

18 に記載の場所と同じ。

7 入札保証金

全額免除とします。

8 入札に関する事項

入札参加希望者は、電子入札システムにより入札書を作成し、電子署名等を付した上で、入札受付期間内に提出しなければなりません。

(1) 入札受付期間

令和 7 年 5 月 16 日（金）午前 9 時から

令和 7 年 5 月 19 日（月）午後 5 時まで

(2) 入札に当たっての留意事項

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

イ 入札書と併せて工事費内訳書を送信してください（ファイル名は、「（会社名）工事費内訳書」とする。）。なお、工事費内訳書の取扱いについては、「工事費内訳書提出についての注意事項」によるものとします。

ウ 入札の回数は、2 回とします。

エ 本件工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事であるため、契約に当たり分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地並びに再資源化等に要する費用を契約書に記載する必要があることから、設計図書に記載された処理方法等を参考に積算した上で入札してください。

なお、落札決定後に、分別解体等の方法を契約書に記載するための協議を行うこととします。

9 開札に関する事項

(1) 開札予定日時

令和 7 年 5 月 20 日（水）午前 9 時 30 分

(2) 開札場所

弥富市役所 総務部 財政課

10 落札者の決定方法等

- (1) 1 (6) アの予定価格の制限の範囲内の価格で入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札候補者とします。落札候補者は、一般競争入札参加資格確認申請書により入札参加資格を満たしていることを確認するための書類（以下「資格確認書類」という。）を、開札日の翌日から起算して2日（日曜日、土曜日及び休日を除く。）以内に、18に記載の場所に持参により提出しなければなりません。
- (2) 資格確認書類等による審査の結果、落札候補者が入札参加資格を満たしていることが確認された場合は、その者を落札者と決定します。ただし、入札参加資格を満たさないことが判明した場合又は期限までに資格確認書類の提出がない場合は、その者のした入札は無効とし、予定価格の制限の範囲内の価格で次に低い価格をもって入札をした者から順に新たな落札候補者として、入札参加資格を満たす者が確認できるまで同様の手続を行うものとします。この場合、新たな落札候補者の資格確認書類の提出期限は、落札候補者ごとに設定します。

なお、落札候補者となった者で、入札参加資格を満たさないとして落札者とならなかった者に対しては、入札参加資格不適合通知書によりその旨を通知します。

- (3) 予定価格の制限の範囲内の価格で入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者が2人以上ある場合は、電子くじにより落札候補者となるべき順位を決定します。
- (4) 落札候補者の入札価格が弥富市低入札価格調査実施要領（平成23年4月1日施行）第3条の調査基準価格を下回った場合において、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格で次に低い価格をもって入札をした者を新たな落札候補者とします。

(5) 失格判断基準

入札価格が調査基準価格に10分の8を乗じて得た額未満の価格をもって入札をした場合は、その者の入札は失格となります。

- (6) 落札者を決定したときは、速やかに入札情報サービスシステムにより開札結果を公開するとともに、入札参加者全員に対して、電子入札システムにより落札者決定通知書を送信するものとします。
- (7) 落札候補者となった者で入札参加資格を満たさないとして落札者とならなかった者は、その理由について説明を求めることができます。説明を求める場合は、入札参加資格不適合通知書を受理した日の翌日から起算して5日（日曜日、土曜日及び休日を除く。）以内に、その旨を記した書面を18に記載の場所に持参により提出しなければなりません。

なお、理由の説明は、説明を求める書面を受理した日の翌日から起算して5日（日曜日、土曜日及び休日を除く。）以内に、書面により回答します。

11 入札の取りやめ等

- (1) 入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがあります。
- (2) 開札前において、天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることがあります。

12 入札の無効

弥富市契約規則（以下「契約規則」という。）第 13 条（入札の無効）及び電子入札実施要領第 17 条（電子入札の無効）に該当する入札のほか、ＩＣカードを不正に使用して行った入札、入札者心得書において示す条件に違反した入札、資格確認書類等に虚偽の記載をした者の行った入札並びに必要な書類を提出しない者の行った入札は無効とします。

なお、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、直ちに落札決定を取り消します。また、落札決定時において、２に掲げる要件を備えていない者は、入札参加資格を満たさない者に該当します。

13 契約書作成の要否

- (1) 必要とします。
- (2) この入札による契約は、弥富市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年弥富町条例第 14 号）の規定により議会の議決を要するため、落札者とは、落札決定後速やかに仮契約を締結し、弥富市議会の議決を経た上、契約を確定します。

14 契約の保証

- (1) 落札者は、契約規則第 31 条の規定による契約保証金を納めなければなりません。
- (2) 落札者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除するものとします。
 - ア 市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
 - イ 市を債権者とする公共工事履行保証証券による保証を付したとき。
- (3) 契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができます。
 - ア 有価証券（利付き国債又は愛知県公債）の提供
 - イ 銀行等（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 29 年法律第 195 号）第 3 条に規定する金融機関）又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社）の保証
- (4) (1) から (3) までに掲げる契約の保証は、契約の締結時までには付さなければなりません。

15 支払条件

弥富市公共工事請負契約約款（以下「約款」という。）の規定に基づき前金払及び部分払を行います。

前金払

約款第 36 条第 1 項の前金払の率は、10 分の 4 とする。

16 特定の不正行為に対する措置

- (1) 本件契約に関し、談合、贈賄等の不正な事実が判明した場合には、損害賠償を請求します。また、損害賠償の請求に併せて本件契約を解除することがあります。
- (2) 本件契約に関し、妨害又は不当要求を受けた場合は、速やかに市に報告するとともに警察へ被害届を提出しなければなりません。これを怠った場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講ずることがあります。
- (3) 契約を締結するまでの間に、落札者が指名停止要領の別表第 1 から別表第 3 までに掲げる措置要件のいずれかに該当することが明らかになった場合、又は、「弥富市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」に掲げる排除措置（以下「暴力団の排除措置」という。）の対象となる法人等のいずれかに該当することが明らかになった場合は、契約を締結しないことがあります。この場合において、市は一切の損害賠償の責めを負いません。
- (4) 本件契約の締結後、請負者が暴力団の排除措置の対象となる法人等のいずれかに該当することが明らかになった場合は、本件契約を解除し、損害賠償を請求することがあります。
- (5) 本件契約の履行に当たって、請負者が工事の下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約（以下「下請契約等」という。）を締結した場合において、下請契約等の相手方が暴力団の排除措置の対象となる法人等のいずれかに該当することが明らかになった場合は、当該下請契約等の解除を求めることがあります。なお、請負者が下請契約等の解除に応じない場合は、本件契約を解除し、損害賠償を請求することがあります。

17 その他

- (1) 入札参加者は、関係法令等を遵守するとともに、この公告及び設計図書並びに入札者心得書を熟読し、公正かつ適正に入札しなければなりません。
- (2) 現場説明会は、実施しません。
- (3) 1 (4)に記載した工期は、事情により変更することがあります。
- (4) 資格確認書類の記載内容が不明確な場合など、本件入札の参加資格を確認できないときは、説明又は追加資料の提出を求めることがあります。
- (5) 資格確認書類等に虚偽の記載をした場合は、指名停止要領に基づく指名停止措置を行うことがあります。

(6) 配置予定の監理技術者又は主任技術者について

ア 落札者は、資格確認書類に配置予定の技術者として記載した者を、本件工事の現場に技術者として配置しなければなりません。なお、技術者を変更することができるのは、病休、死亡、退職等の場合に限りです。

イ 工期が重複する複数の工事（他の機関が発注したものを含む。）に同一の技術者を配置予定の技術者として入札に参加している場合に、それらのうちの一の入札において落札者又は落札候補者と決定されたときは、技術者を専任で配置することが求められていない場合を除き、それ以降に行われる市発注の他の入札は辞退しなければなりません。この場合、入札受付期間内に入札辞退届を電子入札システムにより送信してください。

なお、入札書を送信した後に辞退する事由が生じた場合は、18 に記載の場所に直ちにその旨を連絡した後、速やかに辞退届を書面で提出してください。

(7) 本件入札に係る書類の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とします。また、提出された書類は返却しません。

なお、提出された書類は、原則として公表せず、本件入札手続以外の目的で使用しません。

(8) 下請負契約及び資材調達をするときは、弥富市内に営業所のある業者を活用するように努めてください。

(9) 電子入札システムにより、参加申込書及び工事費内訳書の電子ファイルを添付して送信するときは、事前に必ず最新のウイルス定義ファイルに更新したウイルス対策ソフトによりウイルスチェックを行ってください。

(10) 本件工事の施工中又は施工後に、施工体制等について点検・調査を行うことがあります。点検・調査の対象となった場合に、請負者が当該点検・調査に協力しなかったとき、又は虚偽の申告をしたときは、指名停止要領に基づく指名停止措置を行うことがあります。

(11) 入札参加者は、設計図書その他本件入札に関して市から提供を受けた文書及び情報を第三者に漏らすことを禁ずるとともに、本件入札手続以外の目的に供してはなりません。

(12) 入札参加者は、入札後、この公告及び設計図書の不明を理由として異議を申し立てることはできません。

(13) 契約締結後の技術提案

ア 工事請負契約締結後、請負人は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案（以下「VE提案」という。）することができます。提案を採用する場合には、変更契約を行います。詳細は特記仕様書等によります。

イ VE提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用される状態となった場合は、無償で利用できるものとします。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りではありません。

ウ 本件工事のVE提案を適正と認めることにより、設計図書の変更を行った場合においても、VE提案を行った請負者の責任が否定されるものではありません。

- (14) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格で入札をした者がいないときは、再度入札を行います。ただし、再度入札は1回のみとし、再度入札の受付期間は電子入札システムにより公開します。なお、最初の入札において、失格判断基準を下回る価格で入札した者は、再度入札に参加することはできません。

18 問い合わせ先

弥富市役所 総務部 財政課 契約検査グループ
弥富市前ケ須町南本田 335 番地
電話 0567-65-1111